

資

料

資料-1 消費者行政のあゆみ

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
昭和30年代		<ul style="list-style-type: none"> ○消費者保護のための個別法律の制定 35年「薬事法」 36年「割賦販売法」 37年「景品表示法」、「家庭用品品質表示法」 ○消費者行政体制整備 36年 経企庁に国民生活向上対策審議会 38年 農水省に消費経済課 39年 通産省に消費経済課 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長、所得水準の上昇 ○物価の上昇 ○消費者被害の発生、消費者問題の顕在化(ヒ素ミルク、ニセ牛缶、サリドマイド等) ○消費者団体の結成、消費者運動の本格化 37年 ケネディ大統領「消費者の4つの権利」宣言
40年(1965)	<ul style="list-style-type: none"> 11月 産業局商工課に消費経済係を設置 ・食品の価格、表示、商品知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済企画庁に国民生活局設置 ○国民生活向上対策審議会を国民生活審議会に改組 	
41年(1966)	<ul style="list-style-type: none"> 5月 産業局に消費経済課設置 ・消費生活モニター制度の設置 ・生活相談窓口の常設 	<ul style="list-style-type: none"> ○国生審「消費者保護及び消費者教育に関する答申」 	
42年(1967)		<ul style="list-style-type: none"> ○経企庁、消費生活モニター発足 ○衆議院の物価問題等特別委員会で「消費者保護基本法要綱試案」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポッカレモン事件、不当表示への批判高まる
43年(1968)		<ul style="list-style-type: none"> 5月 「消費者保護基本法」公布、施行 8月 第1回消費者保護会議開催 〃 「割賦販売法」改正(前払割賦販売の規制強化等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○カネミ油症事件
44年(1969)		<ul style="list-style-type: none"> 3月 「地方自治法」改正(地方公共団体の事務として消費者保護を明示) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地婦連、日用品の過大包装調査結果を発表
45年(1970)		<ul style="list-style-type: none"> 5月 「JAS法」改正(JAS法制度の拡充) 10月 国民生活センター発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○チクロ追放運動 ○カラーテレビ二重価格問題 ○マルチ商法問題化
46年(1971)		<ul style="list-style-type: none"> 4月 農林省DDT全面禁止 7月 環境庁発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器の訪問販売で問題続出 ○過剰包装追放運動拡大 ○果実飲料表示問題
47年(1972)		<ul style="list-style-type: none"> 6月 「割賦販売法」改正(クーリング・オフ制度の導入、実質年率の表示等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○PCB追放運動 ○SF商法で苦情続出

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
昭和 48年 (1973)	12月 「生活物資の需給等対策本部」設置	6月 「消費生活用製品安全法」公布(昭和49年3月5日施行) 7月 経企庁物価局発足 12月 「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」および「国民生活安定緊急措置法」公布・施行	○第1次石油危機 ・物価の高騰 ・洗剤、トイレットペーパー等の物不足 ・前年比 物価上昇率 11.7%
49年 (1974)	1月 「生活物資の需給等対策協議会」設置 4月 「暮らしの相談」コーナー開設(週2日・本庁1階ロビー)	2月 経企、厚生、農林、通産4省庁で物価対策本部発足	○AF2(ハム等の殺菌剤)追放運動 ○灯油訴訟 ○前年比 物価上昇率 23.2%
50年 (1975)	12月 「仙台市民の消費生活をまもる条例」制定(昭和51年1月施行)		○サッカリン追放運動 ○合成洗剤追放運動
51年 (1976)	1月 「消費者保護委員会」設置 4月 「消費者行政連絡調整会議」設置 ○「石けん製品の安定供給」について消費者保護協定締結(182店舗) 10月 「仙台市民の消費生活をまもる条例施行規則」施行	6月 「訪問販売等に関する法律」公布(昭和51年12月3日施行) 〃 7省庁、ネズミ講対策各省連絡会発足	○欠陥住宅問題化 ○サラ金被害が社会問題化
52年 (1977)	○小学5・6年対象の家庭科副読本の作成(～59年) 5月 「仙台市消費者協会」発足	6月 「独禁法」改正(課徴金制度の新設等)	○OPP(柑橘類の防カビ剤)反対運動 ○消費者団体、円高差益還元要求
53年 (1978)	1月 施行規則(昭和52年11月改正)の施行〔地域食品(豆腐、油揚げ、納豆、こんにゃく)の品質表示基準〕	5月 消費者保護基本法施行10周年を記念して第1回「消費者の日」 11月 「無限連鎖講の防止に関する法律」公布	
54年 (1979)	○灯油ダイヤルの設置 ○石油業界との話し合い ○「省エネルギー、省資源対策推進連絡会議」		○第2次石油危機 ○金の先物取引で被害続出 ○前年比 物価上昇率 3.7%

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
昭和 55年 (1980)	6月 条例(3月改正)・施行規則 (5月改正)の施行(貸金業 者に対して契約書面の交 付を義務付) ○「暮らしの相談」窓口を消費 者協会に委託(本庁1階ロビ ー) ○生活4法の立入調査開始(機 関委任事務)	5月 「宅地建物取引業法」改正 (クーリング・オフ制度の 導入)	○子供のためのCM規制要求 高まる ○前年比 物価上昇率7.7%
56年 (1981)		12月 国生審消費者政策部会 「製品関連事故による消 費者被害の救済について」 報告	
57年 (1982)	7月 「生活情報センター・消費 者相談コーナー」開設(二 日町庁舎) (「暮らしの相 談」廃止) ○石けん製品の消費者保護協 定の品目拡大	7月 「海外商品市場における先 物取引の受託等に関する 法律」公布	○海外の商品先物取引続出 ○金の現物まがい商法横行
58年 (1983)		5月 「貸金業規制法」公布(昭和 58年11月1日施行)	○サラ金被害続出 ○東北地方を中心に新型ネズ ミ講
59年 (1984)	4月 経済局消費経済課から市民局市 民生活課(消費生活係)に組織 変更 6月 条例・施行規則の改正施行(「貸 金業規制法」の施行に伴い貸金 業者に対する契約書面の交付 義務付を削除)	5月 「寄附販売法」改正(抗弁権の接 続)	
60年 (1985)		5月 通産省「訪問販売トラブル情報 提供制度」発足	○豊田商事事件(金の「現物まが い商法」) ○毒入りワイン事件
61年 (1986)		5月 「特定商品の預託等取引契 約に関する法律」の制定 9月 国生審「学校における消費 者教育について」教育過 程審議会に要望	○悪質抵当証券会社の詐欺的 商法による被害多数発生 ○若者、高齢者対象の悪質商法 増加

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
昭和 62年 (1987)	4月 141ビルに消費生活センター開設 ○相談件数増加(前年比2.7倍) ○企画展示(年10テーマ) ○消費者大学 ○商品テスト(専門機関依頼、消費者参加) ○くらしのインフォメーション、ビデオソフト作成 ○消費生活情報誌「豊かなくらし」(消費生活センターだより)創刊		○靈感商法横行 ○地価高騰 ○AT車欠陥問題
63年 (1988)		5月 第1回「消費者月間」 〃 「訪問販売法に関する法律」改正(規制範囲の拡大、クーリング・オフ制度の拡充) 〃 「無限連鎖講の防止に関する法律」改正 11月 「抵当証券業の規制等に関する法律」施行	○国債ネズミ講事件 ○消費税導入反対運動
平成 元年 (1989)	○物価安定対策事業の強化 ○物価ダイヤル設置 ○消費生活情報誌「豊かなくらし」市民生活課で発行	3月 文部省「新学習指導要領」(消費者教育盛り込む) 12月 地方消費者行政推進委員会「地方消費者行政の新たな展開」報告	○消費税導入 ○原野商法 ○NTTダイヤルQ2サービス開始 ○前年比 物価上昇率2.3%
2年 (1990)	○「仙台市湾岸危機対策本部」設置 ○「仙台市省エネルギー・省資源対策推進本部」設置	10月 大蔵省「前払式証書の規制等に関する法律」施行 11月 通産省「会員権取引に係る訪問販売の適正化について」通達	○カラーテレビの発煙・発火事件相次ぐ ○消費者教育支援センター設立 ○リゾートクラブ会員権のトラブル増加 ○湾岸情勢の影響で石油製品の値上げ相次ぐ
3年 (1991)	○消費生活高校生講座(~4年) 7月 施行規則(6月改正)の施行(食品表示内容の変更・添加物を削除)	7月 運輸省に「消費者行政課」を設置	○牛肉・オレンジ輸入自由化スタート ○消費者団体、製造物責任制定決起集会 ○ダイヤルQ2に多数の苦情
4年 (1992)	3月 「地球にやさしいライフスタイル懇談会」設置 ○省エネ講演会、啓発資料の配付 ○ポスターコンクール、子ども体験教室開始	5月 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」公布 10月 国生審消費者政策部会「総合的な消費者被害・救済の在り方について」公表	○バブル経済崩壊 ○地球サミット開催(ブラジルのリオ) ○カードによる個人の自己破産急増 ○前年比 物価上昇率1.6%

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 5年 (1993)	○米の安定供給と価格の安定について関係機関に協力要請 7月 「書籍の簡易包装」について消費者保護協定締結	12月 国生審「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(意見)」提出	○コメ不足、コメ緊急輸入 ○経済改革研究会中間報告「規制緩和について」提出 ○製造物責任法制定を求める請願署名運動 ○マルチ、マルチまがい商法の被害増加
6年 (1994)	3月 地球にやさしいライフスタイル懇談会「地球にやさしいライフスタイルをめざして」提言 4月 「石けん製品の安定供給」について消費者保護協定を新たに締結(136店舗) 5月 消費生活情報誌「ゆたかな暮らし」に名称変更(第46号) 6月 簡易包装ネットワーク設立	7月 「製造物責任法」(PL法)公布(平成7年7月施行) 12月 「食品衛生法施行規則」等及びJAS法に基づく「JAS規格及び品質表示基準」の改正(平成7年4月施行・2年間の経過措置) (食品の日付表示を製造年月日表示から期限表示に一本化)	○価格破壊進む
7年 (1995)	6月 消費者保護委員会に「苦情処理部会」設置 ○コンシューマーリーダーゼミナール開催	11月 「新食糧法」施行	○「規制緩和推進計画」決定 ○悪質な電話勧誘の苦情急増 ○前年比 物価上昇率▲0.1%
8年 (1996)	3月 消費者保護委員会へ「消費生活センターのあり方について」諮問 4月 市民生活課消費生活係から市民生活課市民生活係に組織変更 12月 消費者保護委員会から「これからの消費生活センターに求められる役割と機能について」答申 ○生鮮三業界表示普及事業補助	9月 青果物5品目の原産国表示 11月 改正「訪問販売法」施行(電話勧誘販売、連鎖販売の取引ルール適正化のため)	○O-157による食中毒続出
9年 (1997)	4月 施行規則(平成8年12月改正)の施行〔地域食品の表示内容の変更(製造年月日表示から期限表示に)〕 11月 「消費者教育連絡会」開催 ○「せいかつ探検塾」開設	6月 公取委「有料老人ホーム」における消費者取引の適正化について 7月 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の施行令一部改正	○遺伝子組換え食品に対する表示の要求高まる ○預託商法の被害急増 ○消費税5%にUP ○前年比 物価上昇率1.8%
10年 (1998)	○消費者教育支援事業開始 ・中学校、高校への出前講座 ・教員対象の講演会	11月 国生審消費者政策部会「消費者契約法(仮称)の制定にむけて」報告	○金融ビッグバンスタート ○多重債務による自己破産急増 ○環境ホルモンへの関心高まる

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 11年 (1999)	○消費者教育情報誌「選ぶ眼、決める力」創刊 ○消費者被害に関する高齢者啓発講座の開始	4月 改正「訪問販売法」施行(エステ、外国語会話教室等の4業種にクーリング・オフや中途解約権)	○全国でデビットカードサービスが開始 ○コメ輸入の「関税化」
12年 (2000)	4月 生活四法(県より特例条例に基づく事務移譲) 〃 「仙台市消費者教育研究会」発足 10月 「仙台市包装の削減に関する研究会」発足 〃 消費者保護委員会へ「消費者支援のあり方について」諮問	4月 「住宅の品質確保の促進策に関する法律」施行 7月 改正「JAS法」施行(生鮮食品の原産地表示の義務化等)	○コンピュータ西暦2000年問題 ○インターネットによる取引(電子商取引)の急増
13年 (2001)	9月 消費者保護委員会から「消費者支援のあり方について」答申 11月 包装の削減に関する研究会「包装の削減方策について」報告	4月 「消費者契約法」施行 〃 「金融商品販売法」施行 〃 改正「JAS法」施行(加工食品、遺伝子組換え、玄米・精米に関する表示の義務化) 〃 「家電リサイクル法」施行 6月 「特定商取引に関する法律」施行 12月 「電子契約法」施行 ○内閣府設置(国民生活局移管)	○緊急輸入制限(セーフガード)暫定発動[ネギ、生しいたけ、曇表(イグサ製)] ○牛海綿状脳症(BSE)国内で初めて発生 ○アメリカで同時多発テロ
14年 (2002)	1月 「仙台市消費者支援基本計画」策定 3月 消費生活モニター制度廃止 4月 市民局市民生活課から市民局消費生活センター(二種公所)に統合組織変更(企画支援係・相談啓発係設置、年末年始以外通年開館) 6月 消費者保護委員会へ「消費生活をとるまく環境変化に対応した条例のあり方について」諮問	1月 改正「司法書士法」施行(簡易裁判所での訴訟代理権付与) 2月 特定商取引に基づく経済産業大臣の指示と事業者名の公表に関する運用の開始 7月 「特定商取引に関する法律」の一部改正(迷惑メールの規制) 〃 「JAS法」の一部改正(公表の弾力化・罰則強化)	○雪印食品の牛肉偽装表示事件 ○無登録農薬問題 ○不当請求(架空請求)の横行

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 15年 (2003)	<p>○「仙台市テロ対策特別本部」設置</p> <p>3月 ガソリン、灯油価格の特別調査</p> <p>4月 消費者保護委員会「条例のあり方について（中間とりまとめ）」公表</p> <p>5月 「条例のあり方について（中間とりまとめ）」の意見募集、関係者ヒアリング</p> <p>9月 消費者保護委員会から「条例のあり方について」答申</p>	<p>5月 国生審消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方」最終報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護基本法の見直し ・公益通報者保護制度の整備 ・消費者団体訴訟制度の導入 <p>〃 「個人情報保護に関する法律」公布(平成17年4月1日全面施行)</p> <p>〃 「食品安全基本法」制定</p> <p>〃 食品衛生法等の一部改正</p> <p>6月 総務省に「消費者行政課」設置</p> <p>7月 「特定商取引法施行令」の一部改正施行</p> <p>〃 内閣府に「食品安全委員会」設置</p> <p>〃 農林水産省に「消費・安全局」設置</p>	<p>○イラク戦争</p> <p>○不当請求(架空請求)の急増</p> <p>○食品の不正表示問題による不安感の増大</p> <p>○食の安全・安心に対する国民の意識の高まり</p> <p>○日本初のコイヘルペスウイルス病が発生</p> <p>○米国産牛に牛海綿状脳症(BSE)感染を確認、米国産牛肉の輸入停止措置</p>
16年 (2004)	<p>3月 「仙台市消費生活条例」公布(「仙台市民の消費生活をまもる条例」の全部改正・8月1日施行)</p> <p>7月 「仙台市消費生活条例」説明会開催</p> <p>〃 「仙台市消費生活条例施行規則」公布(「仙台市民の消費生活をまもる条例施行規則」の全部改正・8月1日施行)</p>	<p>4月 「個人情報保護に関する法律」に基づく「個人情報保護に関する基本方針」策定</p> <p>5月 改正「特定商取引に関する法律」公布(11月11日施行)</p> <p>6月 「公益通報者保護法」公布</p> <p>〃 「消費者基本法」公布・施行</p>	<p>○アジア各国、米国、カナダで高病原性鳥インフルエンザ発生、家きん肉などの輸入停止措置</p> <p>○国内で79年ぶりの鳥インフルエンザ発生</p> <p>○三菱自動車によるリコール隠し事実の発覚</p>
17年 (2005)	<p>3月 「市民の消費生活意識と行動に関する調査」</p> <p>5月 「消費者問題国民会議2005 仙台市大会」(東日本大会)内閣府・仙台市主催</p> <p>7月 消費生活審議会へ「仙台市消費生活基本計画の在り方について」諮問</p>	<p>4月 「個人情報保護に関する法律」の全面施行</p> <p>〃 「消費者基本法」に基づく「消費者基本計画」の策定</p> <p>○金融庁に「金融サービス利用者相談室」設置</p>	<p>○ペイオフ全面解禁</p> <p>○不当請求(架空請求)の悪質・巧妙化</p> <p>○悪質リフォーム業者による高齢者を中心とした消費者トラブルの社会問題化</p> <p>○アスベストによる健康被害の社会問題化</p> <p>○構造計算書偽装問題による建物の耐震性への不安増大</p> <p>○原油高騰でガソリン・灯油価格が上昇</p> <p>○米国及びカナダ産牛肉等の輸入再開決定後の特定危険部位混入による輸入停止措置</p>

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 18年 (2006)	<p>3月 「仙台市消費生活基本計画」策定</p> <p>4月 組織改正により企画局及び市民局を統合し企画市民局を新設し、企画支援係を消費生活係へ名称変更</p> <p>○「仙台市消費者の安全を守る協議会」の発足</p> <p>○消費者啓発サポーター事業の実施（～平成23年度）</p>	<p>2月 預金者保護法施行</p> <p>6月 消防法改正による住宅用火災警報器等設置の義務付</p> <p>〃 消費者団体訴訟制度の導入を盛り込んだ「消費者契約法の一部を改正する法律」公布(平成19年6月7日施行)</p> <p>12月 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律公布(一部を除き平成19年12月19日までに施行)</p>	<p>○公的機関等の名をかたる悪質商法による被害発生</p> <p>○PSEマークに係る問題発生</p> <p>○パロマガス湯沸し器事故</p> <p>○シンドラー社製エレベーター事故</p>
19年 (2007)	<p>6月 レジ袋削減のための有料化実験開始(市内4店舗)</p> <p>○「仙台市消費者教育連絡協議会」設置</p> <p>○多重債務者対策庁内連絡会議の開催(第1回目)</p>	<p>1月 本人確認法施行令の改正(平成19年1月4日施行)</p> <p>5月 消費生活用製品安全法の改正(平成19年5月14日施行)</p>	<p>○不二家期限切れ原料使用問題</p> <p>○ミートホープ品質表示偽装</p> <p>○介護事業者コムスン介護報酬不正申請</p> <p>○英会話NOVA業務停止命令</p>
20年 (2008)	<p>○高齢者の消費者トラブル見守りモデル事業の実施</p>	<p>2月 消費者行政推進会議の開催(消費者庁の創設)</p> <p>4月 JAS法適用範囲拡大(業者間取引)</p> <p>6月 消費者行政推進の基本計画閣議決定</p> <p>9月 消費者庁関連法案閣議決定</p>	<p>○古紙パルプ配合率偽装問題</p> <p>○冷凍ギョウザ問題</p> <p>○長寿(後期高齢者)医療制度開始</p> <p>○揮発油(ガソリン)税等暫定税率期限切れでガソリン価格値下がり</p> <p>○揮発油(ガソリン)税等暫定税率復活及び原油価格高騰によりガソリン価格値上がり</p> <p>○食品偽装が相次ぎ発覚</p> <p>○原油高で全国初の一斉休漁</p> <p>○事故米穀の不正流通事件発覚</p> <p>○食品の異物混入が続発</p> <p>○仙台市消費者協会が仙台・みやぎ消費者支援ネットとしてNPO法人化</p>

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 21年 (2009)	7月 消費者行政活性化基金活用による消費生活相談窓口の機能強化のための各種事業実施 ○高齢者の消費者トラブル見守り事業の開始	3月 定額給付金給付事業開始 5月 消費者庁設置関連法(消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、消費者安全法)成立 6月 消費者庁設置関連法公布 9月 消費者庁及び消費者委員会発足 12月 改正特定商取引法・改正割賦販売法施行 ○警察庁に「生活経済対策管理官」を設置	○省エネ冷蔵庫不当表示問題 ○新型インフルエンザ(A/H1N1)患者が国内で発生 ○劇場型勧誘による被害多発
22年 (2010)	4月 組織改正により企画市民局を市民局に、市民生活部を市民協働推進部へ名称変更	1月 消費者ホットライン開設 3月 消費者基本計画、閣議決定 6月 改正貸金業法完全施行	○口蹄疫国内で発生 ○英会話ジオス保全管理命令 ○貴金属等の訪問買取り被害多発
23年 (2011)	3月 東日本大震災で被災し、市役所に仮設で臨時相談窓口の設置(~6月) 〃 「仙台市消費生活基本計画」策定 ○消費生活パートナー事業の開始	4月 消費者委員会「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」	○東日本大震災による石油製品不足、放射線の影響による農産物等の出荷制限 ○生肉による食中毒発生 ○茶のしずく石鹸でアレルギートラブル続出 ○安愚楽牧場問題
24年 (2012)		1月 「地方消費者協議会」仙台開催 7月 国民生活センターの在り方の見直し 12月 消費者教育推進法施行	○「サクラサイト」による被害続出 ○携帯ゲームのコンプガチャ問題 ○健康食品の送りつけ商法多発
25年 (2013)	4月 消費者安全法に基づく調査権限の一部受任 〃 計量に関する事務を経済局産業政策部経済企画課から移管 ○「消費者教育連絡協議会」を解散し、「消費者教育連絡会議」を設置	2月 改正特定商取引法(訪問購入)施行 4月 改正消費者安全法施行 6月 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」閣議決定	○高齢者を狙った送り付け商法の急増 ○「劇場型勧誘」の手口がより巧妙化・悪質化した「買え買え詐欺」のトラブル増加 ○食材偽装が全国で多数発覚、社会問題化

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
平成 26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ○仙台市消費者教育教材サイト「伊達学園」開設 ○「消費者教育推進地域協議会」を仙台市消費生活審議会内に設置 ○所掌事項を「消費者行政連絡調整会議」へ統合することとし、「生活物資の需給等対策本部」及び「生活物資の需給等対策協議会」を廃止 	<p>12月 改正景品表示法施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○冷凍食品への農薬混入事件 ○消費者市民ネットとうほくがNPO法人格を取得 ○消費税8%にUP ○特殊詐欺事件の急増
27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 4月「仙台市消費生活特別相談ダイヤル」開設 12月「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」を消費者安全確保地域協議会に位置付ける組織に拡充 ○消費者川柳募集(1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> 3月 消費者基本計画、閣議決定 4月 食品表示法施行(食品表示一元化) 7月 消費者ホットライン「188(いやや)番」での案内開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品への異物混入事案が相次ぎ発生 ○マイナンバー通知開始 便乗詐欺被害が発生 ○分譲マンションの基礎杭データ改ざんが発覚 ○業務用食材卸売会社による冷凍海産物賞味期限改ざん問題
28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 3月「仙台市消費生活基本計画・仙台市消費者教育推進計画」策定 〃 「仙台市消費生活センター条例」改正 4月 組織改正に伴う市民局の部の再編により、協働まちづくり推進部及び生活安全安心部を設置 〃 政令改正により食品表示法に基づく業務(品質事項)について権限委任 	<ul style="list-style-type: none"> 4月 改正消費者安全法施行(安全確保地域協議会、相談員資格試験制度の法定化等) 10月 消費者裁判手続特例法施行 12月 家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程施行(洗濯表示の国際規格化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理事業者による廃棄食品横流し事件 ○マイナンバー(個人番号)利用開始 ○電力の全面小売自由化開始 ○自動車の燃費データ不正問題
29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 6月 適格消費者団体消費者市民ネットとうほくと消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書締結 	<ul style="list-style-type: none"> 4月 改正資金決済法施行(仮想通貨交換業者の登録義務) 6月 改正消費者契約法施行(過量契約取消) 9月 改正食品表示基準施行(加工食品原料原産地表示) 12月 改正特定商取引法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者市民ネットとうほくが適格消費者団体に認定 ○アルミ・銅製品検査データ改ざん問題 ○自動車無資格検査問題 ○仮想通貨の利用拡大、トラブルも増加
30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 4月 全国特定市計量行政協議会会長市(～2020年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 3月 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更閣議決定 6月 改正割賦販売法施行(不正使用防止対策) 	<ul style="list-style-type: none"> ○架空請求相談急増 ○「はれのひ」成人式当日連絡取れず ○大規模自然災害頻発

年	仙台市の施策等	国の施策等	消費者をめぐる状況
令和元年(2019)		6月 改正消費者契約法施行(不安をあおる行為等による契約取消) 〃 チケット不正転売禁止法施行 10月 食品ロスの削減の推進に関する法律施行	○消費税10%にUP ○キャッシュレスの増加
2年(2020)	3月 「仙台市SDGs(持続可能な開発目標)推進方針」策定 4月 消費生活センター相談窓口の開設曜日・時間変更 〃 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」施行	3月 第4期消費者基本計画閣議決定 4月 食品表示法の完全移行	○新型コロナウイルス感染症の流行 ○マスク、消毒薬等の品不足、誤った情報によるトイレトペーパー等の買い占め ○定期購入に関する相談増
3年(2021)	3月 「仙台市消費生活基本計画・仙台市消費者教育推進計画」策定	7月 改正特定商取引法施行(送り付け商法対策等)	○下水詰まり工事に関する相談増 ○新型コロナウイルスワクチン接種に関するトラブル
4年(2022)		4月 民法改正による成年年齢の引下げ施行 〃 加工食品の原料原産地表示の義務化 6月 改正特定商取引法施行(クーリング・オフ通知の電子化等) 〃 「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022」策定	○3/16福島県沖地震(市内最大震度5強)による地震保険サポート・罹災診断の悪質業者による相談増 ○「旧統一教会」問題 ○脱毛サロン倒産による相談増
5年(2023)	4月 インターネット消費生活相談の運用開始 〃 生活困窮者自主支援連絡会議がつながる支援連絡会議に改正	4月 自転車のヘルメット着用努力義務化 6月 改正特定商取引法施行(契約書面の電子化等) 改正消費者契約法施行(契約の取消権の追加等) 7月 「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」策定 10月 ステルスマーケティング規制開始	○新型コロナウイルス感染症が5類感染症に ○ビッグモーター社の不正問題 ○子どもの誤飲事故防止のための玩具規制 ○訪問購入のトラブル増加 ○(株)日本トラストホーム行政処分
6年(2024)	4月 重層的支援体制整備事業実施		○1/1能登半島地震 ○小林製菓の紅麹関連製品による健康被害

仙台市消費生活条例

平成16年3月19日

仙台市条例第4号

仙台市民の消費生活をまもる条例（昭和50年仙台市条例第48号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 危害の防止（第9条―第12条）

第3章 事業行為の適正化

第1節 表示、計量、包装等及び広告宣伝の適正化

（第13条―第17条）

第2節 不適正な取引行為の禁止（第18条）

第4章 消費者被害の救済（第19条―第22条）

第5章 調査、勧告及び公表（第23条―第26条）

第6章 消費者の自立支援等

第1節 消費者教育等の充実等（第27条―第29条）

第2節 消費生活支援協定の締結等（第30条・第31条）

第7章 生活関連商品等の安定供給の確保等

（第32条・第33条）

第8章 仙台市消費生活審議会（第34条）

第9章 雑則（第35条）

附則

健康かつ安全で文化的な生活は、市民が等しく希求するものである。

このような豊かな生活を実現するためには、消費生活の安定と向上は、欠かすことができない。

消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めてきている。消費者と事業者の間の情報力、交渉力等の格差の存在に加えて、近年の社会経済の進展は、消費生活における選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品及びサービスの新たな取引の方法を生み出し、消費者が直面している諸問題を多様化、複雑化させてきた。そのため、消費者の保護を基本とした従来の枠組みだけでは消費者の利益を確保することが困難になってきている。

消費生活においても、環境への配慮が求められており、市、事業者及び消費者は、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会の実現に努めなければならない。

このような認識に基づき、本市は、消費生活に関して必要な知識が不足し、又は判断力に不安がある消費者が不当に不利益を被らないよう必要な措置を講ずる等消費者の利益の擁護を図りながら、消費者の自立を支援していくとともに、事業者及び消費者との協力により、消費者の権利の確立を目指し、消費生活の一層の安定と向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的及び消費者の権利）

第1条 この条例は、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び消費者の自立の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市、事業者及び消費者は、相互に協力しながら、次に掲げる消費者の権利（以下「消費者の権利」という。）の確立を図るものとする。

- (1) 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利
- (2) 商品及びサービスについて適正な表示を求める権利
- (3) 適正な取引環境の下で取引を行う権利

- (4) 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
 - (5) 消費生活において必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利
 - (6) 自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利
 - (7) 消費生活に関する市の施策に意見が十分に反映される権利
- （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- (5) 取引 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条第1項の目的を達成するため、消費者の利益の擁護、消費者の自立の支援及び消費者の権利の確立に関する施策（以下「消費生活に関する施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するとともに、当該消費生活に関する施策の実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、消費者の権利を尊重しなければならない。

- 2 事業者は、消費生活に関する法令を遵守するとともに、市が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ速やかに処理するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、消費者の個人情報適正に取り扱わなければならない。
- 5 事業者は、消費生活における環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、消費生活に関する知識を修得するとともに、消費者の権利の確立に自ら努め、もって消費生活の安定と向上に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、消費生活を営むに当たり、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

（仙台市消費生活基本計画）

第6条 市長は、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市消費生活基本計画を定めなければならない。

（市長への申出）

第7条 市民は、この条例に違反する事業者の事業活動又はこの条例に定める市の措置が講じられないことにより、広く市民の消費生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市長に対し、その旨を申し出て、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、広く市民の消費生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との相互協力等)

第8条 市長は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、市民の消費生活の安定と向上を図るために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、関係業界等に対し、適切な措置を講ずるよう要請しなければならない。

第2章 危害の防止

(危害の防止の調査等)

第9条 市長は、商品又はサービスによる消費者の生命、身体又は財産に及ぼす危害又は損害を防止するために必要があると認めるときは、当該商品又はサービスの安全性について調査し、その経過及び結果を公表しなければならない。

(危害商品等の提供の禁止等)

第10条 事業者は、その欠陥により、消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービスを製造し、販売し、又は提供してはならない。

2 事業者は、製造し、販売し、又は提供する商品又はサービスが前項の規定に違反することが明らかになったときは、その旨の公表、当該商品又はサービスの提供の中止、改善等消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(立証要求)

第11条 市長は、事業者が前条第1項の規定に違反する疑いがある場合において、第23条第1項の調査又は第24条第1項の規定による調査若しくは質問を行って、なお当該疑いを解消することができず、かつ、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害を及ぼすものではないことの立証をすることを求めることができる。

(緊急危害防止措置)

第12条 市長は、商品又はサービスがその欠陥により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置が速やかに講じられる場合を除き、直ちに次に掲げる事項のうち必要な事項を公表しなければならない。

- (1) 商品又はサービスの名称
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 事業者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (4) 危害の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定による公表があったときは、事業者は、直ちに当該商品又はサービスの提供の中止その他の当該危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 事業行為の適正化

第1節 表示、計量、包装等及び広告宣伝の適正化

(表示の適正化)

第13条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されること等により、消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、市長が定める商品又はサービスについては、市長が定める表示に関する基準に従い、表示しなければならない。(価格等の表示)

第14条 事業者は、消費者が商品又はサービスの購入又は利用に際し不利益を被ることがないように、商品又はサービスの価格を消費者の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 小売業を営む事業者で市長が定めるものは、消費者が商品を適切に選択することができるよう、市長が定める商品について、市長が定める基準量及び基準量当たりの価格を表示しなければならない。

3 事業者は、消費者が商品又はサービスを適切に選択することができるよう、商品又はサービスについて、質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を表示するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第15条 事業者は、商品又はサービスの販売又は提供に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(包装等の適正化)

第16条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等過大な包装をし、又は容器を用いてはならない。

2 事業者は、包装をし、又は容器を用いる場合には、市長が定める包装又は容器に関する基準に従い、行わなければならない。

(広告宣伝の適正化)

第17条 事業者は、商品又はサービスについて、事実と相違し、又は誇大な表現を用いる等消費者を誤認させるおそれのある広告宣伝をしてはならない。

第2節 不適正な取引行為の禁止

第18条 事業者が消費者との間で行う取引に関し、次に掲げる行為を不適正な取引行為とし、その内容は市長が定める。

- (1) 消費者に対し、商品若しくはサービスに関して重要な情報を提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (2) 消費者を威迫し、困惑させる等消費者の十全な意思形成を妨げる不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること
- (4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行をさせること
- (5) 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく履行の請求に対し適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること
- (6) 契約内容を正当な理由なく一方的に変更すること
- (7) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは無効の主張(以下これらを「申込みの撤回等」という。)に際し当該申込みの撤回等を妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること
- (8) 商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下これらを「与

信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせること

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項各号に掲げる不適正な取引行為を行ってはならない。

第4章 消費者被害の救済

(条例違反等の情報提供)

第19条 市長は、この条例に違反し、又は違反する疑いのある事業活動により消費者に被害が生じ、又は拡大することを防止するために必要があると認める場合は、被害の概要その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合において、広範にわたる又は消費者に甚大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地(以下「事業者の氏名等」という。)その他の当該被害の発生又は拡大を防止するために必要な情報を消費者に提供することができる。

(助言等)

第20条 市長は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情の申出があったときは、適切かつ速やかに対応し、必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 市長は、前項の苦情のうち、前項の措置を講じたにもかかわらず解決することが困難で、かつ、広く市民の消費生活に影響が生じ、又は生ずるおそれがあるために必要があると認められたもの(以下「紛争」という。)を仙台市消費生活審議会の調停(以下「調停」という。)に付すことができる。

(調停)

第21条 市長は、紛争を調停に付した場合は、その旨を当該紛争の申出を行った者及びその相手方となる事業者(以下これを「当事者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合は当該紛争の概要を公表し、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは、必要に応じて審議の経過及び結果を公表し、同一又は同種の原因による被害の防止を図るものとする。

3 仙台市消費生活審議会は、紛争が付された場合は調停を行うものとする。この場合において、仙台市消費生活審議会は、事業者が正当な理由なく呼出しに応じないときは、これに応ずるよう勧告することができる。

4 仙台市消費生活審議会は、調停を行う場合には、当事者に対しては意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求め、市長に対しては資料の提供、調査その他必要な協力を求めて、調停案を作成するものとする。

5 仙台市消費生活審議会は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、市長が定める。

(消費者訴訟の援助)

第22条 市長は、事業者との間の取引により消費生活において被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が、事業者を相手にして訴訟を提起し、又は事業者に訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件を満たすときは、被害者の申出に応じ、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の当該訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 当該被害者の申出に係る紛争が仙台市消費生活審議会の調停に付されていること

(2) 当該被害者が受けた被害と同一又は同種の原因による被害が多数生じ、又は生ずるおそれがあること

(3) 当該被害者が援助を受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であること

(4) 当該被害者が、当該貸付けの申出の日前3月以上引き続き本市の区域内に住所を有すること

2 前項の規定により訴訟に要する費用として貸し付ける資金(以下「資金」という。)は、無利息とし、その貸付期間は、市長が定める。

3 市長は、資金の貸付けを受けた者が、訴訟の結果当該訴訟に要した費用を得ることができなかつたときその他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、資金の貸付けその他の訴訟活動の援助に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 調査、勧告及び公表

(調査及び商品の提出要求)

第23条 市長は、事業者が第10条、第12条第2項、第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項、第15条、第16条第2項又は第18条第2項の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、事業者又はその関係人(以下「事業者等」という。)に対し、資料の提出、報告又は説明の要求その他の必要な調査を行うことができる。

2 市長は、事業者が第10条第1項の規定に違反する疑いがあり、前項の調査を行うために必要があると認めるときは、必要最小限度の数量の商品、当該事業者がサービスを提供するために使用する物又は当該サービスに関する資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第24条 市長は、事業者が第10条、第12条第2項、第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項、第15条、第16条第2項又は第18条第2項の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入らせて、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは事業者等に質問させることができる。

2 前項の規定は、市長に対し、第21条第4項の規定による調査の協力の求めがあり、かつ、市長が当該調査を行う必要があると認める場合について準用する。

3 前2項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項の規定による調査又は質問を行う場合について準用する。

5 市長は、事業者等が第1項の規定による調査又は質問に応じないときは、当該事業者に対し、書面により当該調査又は質問に応ずるよう勧告することができる。

6 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に応じないときは、その経過を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するために特に必要と認めるときは、当該事業者の氏名等を公表することができる。

(勧告及び公表)

第25条 市長は、第10条、第12条第2項、第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項、第15条、第16条第2項又は第18条第2項の規定に違反した事業者に対し、当該違反事項を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に応じないときは、その経過及び内容を公表することができる。

この場合において、消費者の被害を防止するために必要と認めるときは、当該事業者の氏名等を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第26条 市長は、第12条第1項、第19条第2項、第24条第6項又は前条第2項の規定により、事業者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者はその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第6章 消費者の自立支援等

第1節 消費者教育等の充実等

(消費者教育等の充実)

第27条 市は、消費者が消費生活において主体的に行動することができるよう、消費者教育、消費者啓発その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(情報提供)

第28条 市は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者に適切に提供するものとする。

(消費者の活動等の支援)

第29条 市は、消費者又は消費生活に関する団体の活動及び消費者の組織化に対し必要な支援を行うことができる。

第2節 消費生活支援協定の締結等

(消費生活支援協定の締結等)

第30条 市長は、消費者行政の推進に当たって、商品又はサービスの取引に関する事業者の自主的な改善を促進し、市民の消費生活環境の充実に支援するため、事業者又は事業者の団体との間に協定（以下「消費生活支援協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、消費生活支援協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

(事業者の指針策定への支援等)

第31条 市長は、事業者又は事業者の団体が事業活動を行う上で消費者への対応について遵守すべき指針の策定に際し、必要に応じて情報を提供することができる。

2 市長は、事業者又は事業者の団体が行う消費者に対する啓発、消費者への情報提供等について、必要な支援を行うことができる。

第7章 生活関連商品等の安定供給の確保等

(生活関連商品等の情報の収集及び提供)

第32条 市長は、日常生活と関連性の高い商品又はサービス（以下「生活関連商品等」という。）のうち必要があると認めるものについて、価格その他の必要な情報を収集し、必要に応じてこれを消費者に提供するものとする。

(安定供給の確保)

第33条 市長は、生活関連商品等が不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき又は生活関連商品等の価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めるときは、事業者又は事業者の団体に対し、当該生活関連商品等の安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第8章 仙台市消費生活審議会

第34条 市民の消費生活の安定と向上に関する事項を調査審議するため、仙台市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 第6条の仙台市消費生活基本計画の策定及び改定に関し意見を述べること

(2) 第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項又は第18条第1項の規定に基づき市長が定める基準等の制定及び改正に関し意見を述べること

(3) 第20条第2項の規定により市長から付された紛争の調停を行うこと

(4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活に関する重要な事項を調査審議すること

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者、消費者及び事業者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第20条第2項の規定により市長から付された紛争の調停を行うため、審議会に被害救済部会を置く。

8 前項に定めるもののほか、専門の事項を調査審議するため、市長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

9 市長は、被害救済部会及び部会に専門委員を置くことができる。

10 審議会、被害救済部会又は部会において特定の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、関係者その他当該事項の調査審議のために必要な者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第9章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の仙台市民の消費生活をまもる条例（以下「改正前の条例」という。）第26条の規定により現に締結されている消費者保護協定は、この条例による改正後の仙台市消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第30条の規定による消費生活支援協定とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為で改正後の条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に仙台市消費者保護委員会の委員である者は、その際改正後の条例第34条第4項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市消費者保護委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

資料－3

仙台市消費生活条例施行規則

平成 16 年 7 月 22 日
仙台市規則第 87 号

仙台市民の消費生活をまもる条例施行規則（昭和 51 年仙台市規則第 41 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 包装等（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 不適正な取引行為（第 6 条—第 11 条）
- 第 4 章 被害の救済（第 12 条—第 22 条）
- 第 5 章 公表等（第 23 条—第 27 条）
- 第 6 章 仙台市消費生活審議会（第 28 条—第 31 条）
- 第 7 章 雑則（第 32 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、仙台市消費生活条例（平成 16 年仙台市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（市長への申出の手續）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書により行うものとする。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、参考となる事項

第 2 章 包装等

（単位価格の表示）

第 4 条 条例第 14 条第 2 項に規定する市長が定める事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 売場面積が 300 平方メートル以上の店舗において小売業（飲食店業を除く。）を営む者（消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に基づき設立された消費生活協同組合を含む。次号において同じ。）
 - (2) 外見上一の店舗とみなされ、かつ、その売場面積が 300 平方メートル以上である共同店舗において小売業を営む者
- 2 条例第 14 条第 2 項に規定する市長が定める商品及び基準量は、別表のとおりとする。
- 3 前項の基準量当たりの価格を表示する場合においては、次に定めるところによる。
- (1) 原則として有効数字 3 けた（4 けた目を四捨五入）で表示すること
 - (2) 消費者の見やすい箇所に、見やすい方法により表示する

こと

- (3) 商品名、基準量、内容量、販売価格等と一括して表示すること
（包装等の基準）

第 5 条 条例第 16 条第 2 項の市長が定める包装又は容器に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 商品の容積に占める包装又は容器の容積（商品の容積から内容品の体積を控除したものをいう。）の割合が原則として 20 パーセント以下であること
- (2) 商品の販売価格に占める包装又は容器の経費の割合が原則として 15 パーセント以下であること
- (3) 不合理な詰め合わせ又は抱き合わせにより必要以上に大きくなっていないこと
- (4) 2 次的使用機能（包装又は容器としての機能を果たした後の使用機能をいう。）を必要以上に強調していないこと
- (5) 上げ底その他の方法により内容品を実質以上にみせかけていないこと

第 3 章 不適正な取引行為

（条例第 18 条第 1 項第 1 号の不適正な取引行為）

第 6 条 条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (2) 商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの販売以外のことを主たる目的であるかのように見せかけて、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (3) 契約の締結の意思のない消費者に対して、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機の操作への誘導等消費者を欺く方法により、当該事業者又は他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること
- (4) 商品又はサービスの取引に際し、次に掲げる方法により重要な事項について誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
 - イ 商品又はサービスの品質、内容、取引条件等が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利と説明すること
 - ロ 商品又はサービスの名称に他人の商品又はサービスと同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いること
 - ハ 商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明すること
 - ニ 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等の関係者であるかのように説明し、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等による許可その他の関与があるかのように説明すること
 - ホ 事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報を明らかにせず、又は偽ること

へ イからホまでに掲げるもののほか、消費者が契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供すること

- (5) 将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
(条例第 18 条第 1 項第 2 号の不適正な取引行為)

第 7 条 条例第 18 条第 1 項第 2 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、威圧的又は迷惑を覚えさせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (2) 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話等の電気通信手段を用いて連絡し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (3) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (4) 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を与えることなく、電話等の電気通信手段を介して一方的に契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (5) 商品又はサービスの購入資金に関し、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受け、又は定期預金、生命保険の解約等をして資金を調達することを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (6) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (7) 商品又はサービスの販売に関し、消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、過去の不利益を回復できるように告げる等消費者の窮状や不安心理につけ込んで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (8) 消費者又はその親族等の健康又は将来の不安その他の生活上の不安をことさらにおおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (9) 商品又はサービスを販売する目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若しくは著しく廉価の商品若しくはサービスの提供を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること
- (10) その販売が主たる目的ではない商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を合理的な判断ができない状態に陥れて、商品又はサービスの購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

- (11) 消費者が購入する意思を表示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求する等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

(条例第 18 条第 1 項第 3 号の不適正な取引行為)

第 8 条 条例第 18 条第 1 項第 3 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること
 - (2) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること
 - (3) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること
 - (4) 第三者によってクレジットカード、会員証、パスワード等商品の購入若しくはサービスの提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用されたときに、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること
 - (5) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める等、当該契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること
 - (6) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること
 - (7) 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって提供される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること
 - (8) 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させること
 - (9) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品若しくはサービスと異なるもの又は消費者が表示した年齢、収入、職業等とは異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること
 - (10) 前各号に定めるもののほか、信義誠実の原則に反して消費者の利益を害する内容の契約を締結させること
(条例第 18 条第 1 項第 4 号の不適正な取引行為)
- 第 9 条 条例第 18 条第 1 項第 4 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。
- (1) 消費者、その保証人その他の法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由のない早朝若しくは深夜の電話若しくは訪問その他の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること
 - (2) 法律上支払義務のない者に、正当な理由なく電話をし、

又は訪問する等により、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること

- (3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、借入れ、生命保険の解約を受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること
- (4) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人へ通知し、又は当該情報を流布する旨の言動その他の心理的圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること
- (5) 契約の成立又は有効性について消費者等が争う相当な理由があるにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること
- (6) 事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報又は請求の根拠について明らかにせず、又は偽ったまま消費者等に対して、一方的に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること

(条例第 18 条第 1 項第 7 号の不適正な取引行為)

第 10 条 条例第 18 条第 1 項第 7 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること
- (2) 消費者の自発的意思を待つことなく商品又はサービスを消費させ、又は利用させてクーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること
- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること
- (4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること
- (5) 形式的には独立した複数の契約であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれかが履行されるだけでは当該契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合に、消費者からの正当な根拠に基づく当該契約の申込みの撤回等に際し、当該契約のいずれかのみを解除し、取消し、又は無効とし、残りの契約の存続を強要すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して、契約の成立又は存続を強要すること
- (7) 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除、若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務を負う返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の

履行を正当な理由なく拒否し、又はいたずらに遅延させること

2 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 58 条第 1 項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- (2) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 3 の 10 第 1 項及び第 35 条の 3 の 11 第 1 項から第 3 項までに規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- (3) 前 2 号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で、前 2 号に掲げる権利に類するもの（条例第 18 条第 1 項第 8 号の不適正な取引行為）

第 11 条 条例第 18 条第 1 項第 8 号に規定する不適正な取引行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること
- (2) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること
- (3) 販売業者等（商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものをいう。以下同じ。）の行為が第 6 条から第 8 条までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること
- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由のない電話、訪問その他の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること

第 4 章 被害の救済

(貸付けの額)

第 12 条 条例第 22 条第 1 項の規定により貸し付ける資金（以下「資金」という。）の額は、裁判手続費用、弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 3 条第 1 項第 6 号に規定する業務に従事する場合における同条第 2 項に規定する司法書士に限る。）に支払う報酬、権利の保全に要する費用、強制執行に要する費用その他訴訟に通常要すると認められる費用の合計額の範囲内で市長が相当と認める額とする。

(貸付けの申込み)

第 13 条 資金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し

(2) 被害概要書

(3) 訴訟費用支払予定額調書

(貸付けの決定)

第14条 市長は、資金を貸し付けるものと決定したときは消費者訴訟資金貸付決定通知書により、貸し付けないものと決定したときは消費者訴訟資金貸付不承認通知書により、その旨を申込者に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し)

第15条 市長は、資金の貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

- (1) 次条第1項の規定による期間内に契約を締結しないとき
- (2) 偽りその他不正の手段により資金の貸付けの決定を受けたとき

2 市長は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、消費者訴訟資金貸付決定取消通知書により当該決定を受けた者に通知するものとする。

(資金の交付)

第16条 資金の貸付けの決定を受けた者は、第14条の規定による通知を受けた日から14日以内に消費者訴訟資金貸付契約書により市長と契約を締結しなければならない。

2 市長は、前項の契約を締結した後、当該資金の全額を一括又は分割して交付する。

(追加貸付け)

第17条 前条第2項の規定により資金の全額の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、既に借り受けた資金に不足が生じたときは、追加して資金の貸付けを申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みをしようとする者は、消費者訴訟資金追加貸付申込書に訴訟費用支払額調書及び収支精算書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前3条の規定は、第1項の規定による貸付けの手続について準用する。

(資金の償還)

第18条 借受人は、訴訟の終了の日から起算して6月以内に資金の全額を一括して償還しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、分割し、又は償還期限を延長して資金を償還させることができる。

(償還免除の申請)

第19条 条例第22条第3項の規定により償還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

(即時返還)

第20条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の全部又は一部を即時に返還するよう命ずることができる。

- (1) 資金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき
- (2) 偽りその他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、条例若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき

(届出事項)

第21条 借受人は、資金の償還完了に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 訴えを提起したとき
- (2) 訴えを提起されたとき
- (3) 訴訟が終了したとき
- (4) 訴訟について、請求の趣旨を変更したとき
- (5) 強制執行が終了したとき
- (6) 借受人について住所又は氏名の変更があったとき
- (7) 訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地又は代表者の変更があったとき

2 借受人の相続人は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、借受人又はその訴訟代理人に対し、資金に係る訴訟の進捗状況、資金の使用状況その他必要な事項に関し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(消費者訴訟の援助の申込み)

第22条 資金の貸付けを伴わない消費者訴訟の援助を受けようとする者は、消費者訴訟援助申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 被害概要書

2 市長は、前項の援助を行うと決定したときは消費者訴訟援助決定通知書により、援助を行わないものと決定したときは消費者訴訟援助不承認通知書により、その旨を申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により援助の決定の通知を受けた者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の援助の場合について準用する。

第5章 公表等

(身分証明書)

第23条 条例第24条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(公表)

第24条 条例第12条第1項、第24条第6項及び第25条第2項の規定による公表は、市で提供する広報媒体その他市民に広く周知する方法により行う。

(意見陳述の機会の付与)

第25条 条例第26条の意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、市長が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出してするものとする。

2 事業者は、前項の規定により意見を述べるときは、証拠書類又は証拠資料を提出することができる。

3 市長は、第1項の規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、職員をして意見を録取させ、調書を作成させるものとする。

(意見陳述の機会の付与の通知等)

第26条 市長は、意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 公表が予定される事項及び公表の根拠となる条例又は規則の条項
 - (2) 公表の原因となる事実
 - (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 2 公表に係る事業者は、代理人を選任することができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
（意見書の提出期限の延長等）

第27条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書、証拠書類等の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書、証拠書類等の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 3 市長は、正当な理由なく、前条第1項第3号の提出期限若しくは前項の規定により延長した提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の当日に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を与えることを要しない。

第6章 仙台市消費生活審議会 （組織）

第28条 仙台市消費生活審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第29条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。
（被害救済部会及び部会）

第30条 条例第34条第7項に規定する被害救済部会及び同条第8項に規定する部会（以下「部会」と総称する。）は、委員及び専門委員合わせて7人以内をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 6 審議会の決定により各部会の所掌に属することとされた事項については、当該部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

7 専門委員は、専門の事項の調査審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

（庶務）

第31条 審議会の庶務は、市民局生活安全安心部消費生活センターにおいて行う。

第7章 雑則

（実施細目）

第32条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の仙台市民の消費生活をまもる条例施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為でこの規則による改正後の仙台市消費生活条例施行規則中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

附 則(平18.3・改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平22.3・改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第30条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平28.3・改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令4.3・改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）（令4. 3・改正）

商 品	基 準 量
合成洗剤(液状)	100 ミリリットル
合成洗剤(粉状)	100 グラム
石けん(液状)	100 ミリリットル
石けん(粉状)	100 グラム
石けん(固型)	10 グラム
クレンザー	100 グラム
練り歯みがき	10 グラム
シャンプー	10 ミリリットル
ヘアリンス	10 ミリリットル
トイレットペーパー	10 メートル
ティッシュペーパー	10 枚
ちり紙	100 枚
精肉	100 グラム
ベーコン	100 グラム
ハム	100 グラム
ソーセージ	100 グラム
粉ミルク	100 グラム
インスタント粉末クリーム	10 グラム
チーズ	10 グラム
マカロニ	100 グラム
スパゲティ	100 グラム
ソース	100 ミリリットル
ケチャップ	100 グラム
マヨネーズ	100 グラム
サラダドレッシング	100 ミリリットル
食酢	100 ミリリットル
化学調味料	10 グラム
即席カレー	10 グラム
インスタントコーヒー	10 グラム
食用油	100 グラム
ジャム	100 グラム

注 基準量がグラムで定められている商品が製造段階等においてリットル、ミリリットル又は立方センチメートルで表示されている場合はミリリットルで、基準量がミリリットルで定められている商品が製造段階等においてキログラム又はグラムで表示されている場合はグラムで、それぞれ表示することができる。

別記様式（第 23 条関係）（令 4. 3・全改）

（第 1 面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
仙台市長	印

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

資料－４

仙台市消費生活センター条例

昭和六一年一二月一七日
仙台市条例第三六号

(設置)

第一条 市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。
(平二八、三改正)

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市消費生活センター	仙台市青葉区一番町四丁目十一番一号

(昭六二、二・昭六三、一二・平二八、三改正)

(事業)

第三条 センターは、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理
- 二 消費者教育その他消費者の啓発及び指導
- 三 消費生活に関する情報の収集及び提供

(平二八、三改正)

(職員の配置)

第四条 センターに所長及びその事務を行うために必要な職員を置く。

2 センターに前条第一号に掲げる事業を行うために必要な消費生活相談員（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項に規定する消費生活相談員をいう。以下同じ。）を置く。

(平二八、三改正)

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第五条 市長は、消費生活相談員について、その職務の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(平二八、三改正)

(職員に対する研修)

第六条 市長は、センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(平二八、三改正)

(情報の安全管理)

第七条 市長は、センターの事業の実施により得られた情報の適切な管理のために必

要な措置を講ずるものとする。

(平二八、三改正)

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二八、三改正)

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭六二、二・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭六三、一二・改正) 抄

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八、三・改正)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

仙台市消費生活センター条例施行規則

昭和62年3月25日
仙台市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、仙台市消費生活センター条例（昭和61年仙台市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 消費生活センターの開館時間は、午前九時から午後五時まで（土曜日にあつては、午前九時から午後四時まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(平4.3・令二、二・改正)

(休館日)

第3条 消費生活センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日に開館することができる。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 4 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める日

(平一四、三・平一四、一一・令二、二・改正)

(実施細目)

第4条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

(平22.3・改正)

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平4.3・改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平14.3・改正）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平14.11・改正）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平22.3・改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令2.2・改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

